

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育園) 33項目

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ACOBA
所 在 地	千葉県我孫子市本町3-4-17
評価実施期間	令和2年10月1日～令和3年1月31日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称	浦安市立当代島保育園
(フリガナ)	ウラヤスシリツトウダイジマホイクエン
所 在 地	〒279-0001 浦安市当代島1-25-27
交 通 手 段	東西線 浦安駅より徒歩5分 おさんぽバス、当代島保育園下車徒歩0分
電 話	047-352-1866 FAX 047-352-1949
ホームページ	
経 営 法 人	浦安市
開設年月日	昭和48年 5月1日
併設しているサービス	

(2) サービス内容

対象地域	浦安市内在住児、および管外委託児													
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計							
	15	15	30	30	30	30	150							
敷地面積	1,402.28m ²			保育面積			1,049.28m ²							
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育							
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援							
健康管理	看護師・保育士による毎日の視診と触診、年2回の内科・歯科健診													
食事	完全給食（離乳食・アレルギー食・除去食・幼児食）													
利用時間	7時より19時													
休 日	日曜日・祝日・12月29日～1月3日													
地域との交流	婦人会との盆踊り・近隣の方との伝承遊び・幼稚園小学校との交流													
保護者会活動	クラス茶話会・園児への歌や人形劇等の開催（父母会費で依頼）													

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	28	37+2	65+2	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	31	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	年2回の内科健診
	0	5	2(内科・歯科)	年2回の歯科健診
	保育ボランティア	事務員		
	26	1		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	浦安市こども部保育幼稚園課へ書類提出	
申請窓口開設時間	8時30分から17時	
申請時注意事項	就労・疾病・その他の事由により保育が必要な方は必要書類をそろえる	
サービス決定までの時間	4月入園は、11月から募集要項配布2月に結果通知・5月以降は毎月10日締め切り月末には結果通知	
入所相談	園内見学は随時、電話にて予約受付	
利用代金	市役所との規定により決定	
食事代金	保育料に含まれる。3歳以上服飾費は別途徴収	
苦情対応	窗口設置	園長への直通ポストを設置・事務所にて隨時受付
	第三者委員の設置	園内で解決不能の場合保育幼稚園課長が対応

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	1. 子どもたちの健やかな成長を目指す 2. 安心して、生き生きと子育てができる支援を目指す 3. 子どもと家庭を見守り、支えあえる保育園を目指す 目標 「生きる力」を身につけた子ども 周囲の人との愛着や信頼関係を基礎とした、情緒の安定が最も重要です。これは情緒（精神）の安定が、充実した人間生活の根底にあるものだからです。そのうえにたって、安心・安全かつ充実した人生を送るために、〈生きる力〉を身につけることを最大の保育・教育目標とします。
特 徴	自然物に触ることで命の大切さを学び、人や自分を大切にできるように育ちを見守る。 遊びからたくさんのこと学べるように、夢中になって遊べる環境を整え、興味を広げたり、イメージできるような言葉かけや援助をしたりしていく。また、危険を回避するなど自分で考え行動できるように見守る。 人の話が聞けるように、場面場面で言葉をかけ、集団で話が聞けるように、乳児期から聞くという場面を作る。
利用（希望）者 へのPR	子どもがたちが安心してのびのびと保育園生活が送れるように、いろいろな思いを大切に受け止め、”生きる力”の基礎を養えるように援助し温かく見守っています。 クラスの枠を超えて、職員みんなが子どもを見守り、一人一人の言葉、表現、行動のすべてを受け止め、肯定的な働きかけをすることで、子ども自身が自己肯定感（自分が愛されているという安心感）をもち、生活できるようにしていきます。かかわりのなかで信頼関係を築いたり、愛着をもったりすることで、情緒の安定や人を思う心を育てます。 また、体を思い切り動かすことで、体感バランスや身を守るすべを自ら習得し、考えたり夢中になったりする喜びを実感します。 日常生活のなかでいさつを習慣にすることで、コミュニケーション力を身につけたり、必要なマナーや、知識、態度を身につけたりできるよう指導します。 花や野菜を子どもたちと一緒に育てることで、自然に対する関心や興味を持ち、探求心を育て、自然に対する知識を身につけます。食物を通して食育を行っています。よく食べ、よく遊び、よく寝ることで体と心が育ちます。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

1. 教育・保育目標に正面を向いた保育実践

当園は「生きる力を身に着けた子ども」を最大の保育・教育目標として、夢中になって遊ぶことや自然物に親しむことなどを保育の実践の中で活かしている。素材(大小の段ボール箱)を職員がたくさん用意し置くという環境構成をホールについていたが、子どもは自発的・創造的に遊びをつくり発展させて楽しんでいた。安全に関して園長が先頭に立ち、職員は環境見直し係を作つて子どもたちが思い切り遊ぶことができる場を作る努力をしている。目標や方針と実践に齟齬がないことは特筆できる。

2. 職員が園児一人一人の把握に努めている

浦安駅から至近にある市街地の中の保育園である。園の設置から50年近くが経過するがリフォーム工事もされ清掃も行き届いている。園庭が広く公園も隣接する園である。全職員が一人一人の子どもをよく知つていて見守っていることが、保護者アンケートと職員の聞き取りで共通し評価されている。子どもたちは周囲に温かく見守りながら保育を受けている。職員の頑張っている姿を保護者もしっかりと覚え、その思いを共有している園と言える。

3. 多方面から食育を実践

街中にあってもプランターを利用し野菜などの栽培を積極的に取り組んでいる。収穫された大根を切り干し大根に加工して給食の材料にするなど、園児は栽培・収穫・加工・味見(食材利用)までを体験している。年に6回程度を「ほっぺちゃんの日」として栄養士が食材や出汁など食事に関する様々な事柄について園児にお話する機会をつくっている。給食には外国の料理をメニューに入れることもあり、料理の内容や作り方を献立表に記載し紹介するなど、食育を多方面から展開している。

さらに取り組みが望まれるところ

1. コロナ禍にある状況下でのIT機器活用の検討

コロナ禍にあり、人ととの触れ合いが難しい局面が全国規模で続いている。当園だけの課題ではないものの、この環境下で保護者と職員、職員間でのコミュニケーションは欠かすことができない。感染予防のための生活様式の変化と増えている業務に対応するため、業務の更なる合理化を図る必要がある。IT機器を利用した送迎管理・連絡システム導入、会議ソフトの活用など市立園園長会議などを通して取り組みを検討してもよい時期かもしれない。

2. 特に水害についての対策

火災や地震についての避難訓練は、年間計画に基づいて毎月1回実施されている。1次待避所である当代島公民館まで避難する訓練も実施することもある。高潮に対する訓練も計画には年1回含まれている。浦安市は地理的に水害を受ける可能性が高く、洪水についての避難訓練は重要なもので、市のハザードマップなど資料の活用や2階への長時間待避行動など、図上訓練を含めて特に水害対策に今少し重心を置いて取り組むことを推奨したい。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

第三者評価を受けて、自園の取り組みの振り返りと課題を整理する機会を得ることができました。日常のありのままの子どもの姿をみていただき、"子どもが生き生きと遊んでいる"、"子どもが遊びを創意工夫できる保育環境を整えている"との評価をいただき、基本理念、保育目標である「生きる力」を身につけた子どもに向けての保育ができていることについて、自分たちがやっていることが間違いではないと確信することができ、職員の自信にもつながりました。

食育活動は、栄養士・給食員とふれあったり、子どもの楽しんだりできる活動でもあり、豊かな心を育てる基盤になっているので大事にしていきたいと思います。

コロナ禍ではありましたが、新しい生活様式を取り入れ、工夫しながら行事を行い、できる活動を増やしていました。できなかったものについて、わかりやすく伝える工夫をするなど方法を考えていけるとよかったです。IT機器を利用したシステム導入ができると、保護者への連絡や職員の業務の合理化などにつなげていけるのではないかと思います。

防災について、特に水害については、地域との連携を図り避難場所の確保など整備していく、避難訓練の際に協力体制をとっていくようにしたいと思います。

保護者の要望をしっかりと把握し、より一層の保育内容の充実と安心安全な保育園を目指していきたいと思います。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果						
大項目	中項目	小項目	項目		標準項目	
			■実施数	□未実施数		
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
		理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	2	1	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	2	1	
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0	
		計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を發揮している。	5	0	
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0	
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	4	1	
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	3	1	
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
		提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0	
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
			22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	4	0	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
			27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0	
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
	5 安全管理	食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5	0	
		環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
		事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
	6 地域	災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
		地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
計				125	4	

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
(評価コメント) 市立保育園共通の「入園のしおり」や当該園の概要、見学用パンフレットなどに理念と方針が明記され、市が提供する保育が児童福祉法に沿ったものであり人権擁護や自立支援について伺いしれる表現がなされている。	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 □理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント) 理念と方針は玄関口に掲示されている。新規採用職員むけの「新人対応マニュアル」に記載し市は周知に努めている。園も「入園のしおり」などを職員にも配り、周知を図っている。従来は職員会議などで理念などに触れていたが、コロナ禍の中で話し合いの機会が減っていて十分な共有化が行われているとは言えない。	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 □理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント) 利用者には「入園のしおり」を使って面接時に説明が行われていて、利用者の質疑に応えられる。園だよりを発行し保育の様子を利用者に知らせているほか、送迎時などに実践面を伝えたりしている。コロナ禍で例年開催の懇談会を開くことができず、話し合う環境を設定できなかった。	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている
(評価コメント) 市立保育園のため事業計画や重要課題は、市子ども・子育て支援総合計画をはじめとする各種の施策によって保育に関する事業計画の進捗状況や重要課題などは明確になっている。	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
(評価コメント) 保育事業に関わる事業計画や重要課題については、市の保育幼稚園課が主管し決定され各園に伝えられる。単独園に決定権があるものではない。しかし、園では職員会議、リーダー会議など職員が園長や幹部職員と話し合う会議があり、全市立園による園長会議に課題や方針などを持ち寄る仕組みがある。園長会議には保育幼稚園課長も話し合いに参加している。	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を發揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を發揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) 日常的に行っている会議を通して、実践面での確認等を行い、職員の意見を汲み上げ話し合いを行っている。市立園の職員を対象に、市の人事評価制度による能力評価と業績評価が年1回行われていて、職場の人間関係や育成について公平にできるような仕組みがある。	
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 保育園職員研修計画や新人対応マニュアルには「全国保育士会倫理綱領」が記載されていて研修で読み合わせを行い確認している。市は「保育園個人情報保護マニュアル」を整備し、職員に周知を図っている。従来は初任者研修や全体会議で、職員が守るべき倫理や法令順守を確認してきたが、コロナ禍の本年は中止の止む無きに至っている。	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 目標管理と併せた人事評価制度を市が定めていて方針や評価基準・方法が明示され、客観性や透明性が確保されている。評価の開示は行われていないが、面接を通して伝えられている。職務権限については「市行政組織規則」に規定され、市立園職員業務分担について表によって示されている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 □把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) 園長・副園長が休暇管理などを行っているが、休暇はとりやすい環境にある。休暇をはじめ就業についても職員の相談にのっている。育児時間を利用している職員が休暇をとりにくいという課題を認識し、改善したいと考えているが、具体的な改善策を立て実行してはいない。毎月レクリエーション積立を行い自主参加で食事会をするなどコロナ禍になる以前はしてきた。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 市が定めた「保育園職員研修計画」には、階層別に求められる専門性と研修内容、研修スケジュールなどが明確になっている。園内研修が中心となって、経験年数や職員の意向を尊重し、年間計画を立てている。職員の意向・目標は、「目標管理シート」で明確にしている。研修に参加した職員は、研修報告会で研修内容を報告し、研修で得た知見の共有化を図っている。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 市の研修では「子どもの最善の利益の尊重」について学ぶ機会を設けて、権利擁護に関して研修している。園内研修で「言葉の振り返り」をテーマとして、子どもの権利や保育者の言動を話し合い改善した。要保護児童については市子ども家庭支援センターと連携して対応している。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 □利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 市立園は行政機関の一つとして市個人情報保護条例に従うことになる。規定はホームページに掲載されているほか園内に保護方針について掲示したり、重要事項として説明し徹底を図っている。園では個人情報保護マニュアルによって運用し、利用目的等について説明しているが、開示請求については明示されていない。職員についても新人対応マニュアルの研修項目「守秘義務」の中で取り扱っている。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 利用者へのアンケートや意見箱の設置によって満足を把握し、協議し改善していく仕組みがある。朝夕の子どもの送迎時などを利用して挨拶をしたり子どもについて話したりしながら良い雰囲気づくりに努めている。相談室があり、受けた相談については記録している。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 重要事項説明書には要望・苦情の相談窓口職員や責任者を明記し説明している。苦情等の相談窓口は園長であり、その内容によっては保育幼稚園課と連携して対応するようにしている。記録に残さねばならないような大きな苦情や意見は少ないが、記録の仕方など職員間で共有できるようにしていく必要を認識している。		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 月1回のリーダー会議、職員会議、サポーター会議で出された課題の改善案を基に職員会議で検討し、全職員で共有した実施計画を実施、その結果を会議で評価・修正する保育プロセスに基づき実行されている。職員は年2回の保護者に向けたアンケートや第三者評価のアンケート結果を受け止め改善していくとする意欲が見られる。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からぬときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 市立園共通のマニュアルの手順に基づいた業務が実施されている。新人保育士には一連の保育必須内容がマニュアル化された冊子があり、活用されている。マニュアルの見直しは市立園の園長会議で意見をまとめ見直されている。この他、当園独自に遊び方の基準や環境見直しチェックリスト等を作成し実施している。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 問い合わせや見学にはコロナ禍で見学者が重ならないよう人数を1日につき3組と制限して対応し、見学時には各見学者から保育園利用に関しての心配事や父母会の活動等の質問等、様々な保育内容について説明している。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園説明会では市立園共通の入園のしおりを基に、保育方針や保育内容等について利用者に説明をしている。その際には担当者は説明会前に伝える情報や伝え方を共有し、確認シートを用いて利用者にきちんと伝え理解いただけたかを確認している。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき全体の計画(保育課程)が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体の計画(保育課程)は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 全体の計画は、児童の年齢ごとに保育理念・方針・目標が記され、発達過程に沿って、養護と教育、食育や家庭との連携などが組み込まれている。計画は職員の意見を集め、園長も加わるリーダー会議を中心に作られている。		
20	全体の計画(保育課程)に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体の計画(保育課程)に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連續性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 年齢ごとに年間・月間・週間の指導計画が作成され、評価・反省がされている。3歳児未満児、障害児等特別な配慮が必要な子どもに対しては個別計画が作成されている。実践の振り返りはリーダー会議や職員会議で検討され、改善の必要がある場合は職員全体で行われている。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を發揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 「夢中になって遊べる環境を整えること」を目標に全職員で園内研修を行い、環境見直し係を設けて継続的に活動している。ホールでは保育士が用意した段ボールを利用して各年齢の子どもが思い切り体を動かし夢中になっている様子がみられた。また、箱やセロファン等の素材を用意しいつでも工作できる環境を整えている。		

22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 園庭や隣接の児童公園を利用して、子どもたちが交代で戸外遊びで十分体を動かして遊んでいる。戸外遊びを重視していることへの父母の満足度は高い。伝承遊びや餅つき・盆踊りなどで民生委員を招くなどしててきたがコロナ禍で交流はできていない。プランターでロッコリー、ニンジン、サツマイモなどの野菜を苗から育て、収穫して給食やおやつに提供し食育教育を実践している。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) けんかやトラブルは子どもの言い分を聞いてお互いが納得するまで話を聞いている。当事者だけでなく、全体にも伝え一緒に考える機会とすることもある。保護者には状況を報告し、どのように納得したかを伝えている。年長児は給食の食数を厨房に報告する役割を担い、午睡のときに年少児を寝かしつける役割を務めることもある。土曜日は異年齢での保育を実施している。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント) 特別な配慮を必要な子どもには保護者と共に理解の下で個別指導計画を作成し、職員会議の中で定期的に話し合う機会を設けている。子ども発達センターと連携し、情報交換を行なながら支援している。保護者は専門カウンセラーに相談する機会もあり、子どもへの理解を深めている。園ではさらに全職員で特別な配慮を必要な子どもを支援する方法を検討している。		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
(評価コメント) 延長保育は朝夕サポーターが中心になって保育している。引き継ぎはノートを使用し、担当保育士との話し合いは月1回の情報交換で保育内容について共有している。朝夕サポーターへの研修は園長が担当している。地域のサポーターの活躍が延長保育の充実と保育の人手不足を支え、重要な担い手になっている。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント) 日常的な保護者との面談・保育参観を通して子どもの生活の様子を定期的に伝えている。保護者の相談に応じて随時、相談室で悩みや相談を受けている。就学に向けて児童要録を作成し小学校と連携、小学校から校長先生が来園し保護者の相談や疑問に答えてもらって安心を得ている。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 職員は朝玄関でこどもを迎えて健康観察表に記入してもらい、健康視診を行っている。保育中も園長・看護師等が各クラスを巡回し、子どもたちの健康観察をして確認している。年に2回、内科医、歯科医の定期健診があり異状がある場合はすぐ保護者に連絡し、医療につないでいる。不適切な養育や虐待が疑われる状況がみられるときにはマニュアルに沿って対応している。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病的発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求める。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 保育中に体調不良や傷害が見られた場合は隔離し、看護師から適切な処置がとられ、保護者に連絡するとともに必要な医療につなげている。コロナ禍による感染症対策を徹底し、保育室への保護者の入室は2組として三密回避を守っている。スリッパは各自持参でもらい、園内は日に何度も掃除と消毒を繰り返している。		

		<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント)		
29	食育の推進に努めている。	<p>各クラスごとに食育活動計画が作成され適切に評価されている。各食材は産地が示され、地産地消に努めている。子どもたちは感謝の言葉と共に調理員と交流している。園だよりに給食レシピが掲載されているのも楽しい。子どもたちは野菜作りを通して食に対する関心を深めている。アレルギー食は給食室と保育室などで複数回チェックし、誤食が無いよう注意している。</p>
(評価コメント)		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようになるとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント)		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント)		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント)		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント)		
園庭開放や電話による子育て相談を実施、子育て情報サイト「MY浦安」を通して子育て情報を提供している。開放事業でアンケートを取り地域の子育てニーズの把握に努めている。公民館行事への参加、高齢者との交流も実施してきた。近隣公園への散歩では、出会う方々と挨拶を交わし、子育て中の方からの相談にはその場でアドバイスをするなど、日常でできる地域との関わりを大切にしている。		